

- 保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）

改 正 案	現 行
別表第六の二 I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. ～5. （略） 6. <u>ヘッジ 市場の価格変動によって生じうる損失を減少させることを目的としたデリバティブ取引を行うことをいう。</u> II. 最低保証リスク相当額の算出 イ. 標準的方式 （略） ロ. 代替的方式 次の①から⑬に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合は、バック・テスト	別表第六の二 I. 定義 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 1. ～5. （略） （新設） II. 最低保証リスク相当額の算出 イ. 標準的方式 （略） ロ. 代替的方式 次の①から⑬に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合は、バック・テストの結果、代替的方式の使用

ィングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第85条第1項第13号の2、第166条第1項第6号の2又は第192条第1項第5号の2の規定に基づき届け出た算出方法（第85条第1項第13号の3、第166条第1項第6号の2の2又は第192条第1項第5号の3の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

①～⑬（略）

ハ．ヘッジによるリスク減殺の取扱い

最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行っている場合のリスク評価については、標準的方式又は代替的方式により算出される最低保証リスク相当額について、次の(1)から(3)に定める要件を満たす場合に限り、リスク減殺を認めるものとする。なお、この場合におけるリスク減殺の限度額については、(4)に基づいて算出された額とする。

(1) ヘッジ開始時の要件（事前要件）

①ヘッジが保険会社等の取締役会において定めたリスク管理方針（

を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第85条第1項第13号の2、第166条第1項第6号の2又は第192条第1項第5号の2の規定に基づき届け出た算出方法（第85条第1項第13号の3、第166条第1項第6号の2の2又は第192条第1項第5号の3の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

①～⑬（略）

（新設）

以下「リスク管理方針」という。)に従ったものであることを、次のいずれかによって、客観的に認められること。

i 文書によって、当該ヘッジが保険会社等のリスク管理方針に従ったものであることを確認できること。

ii 保険会社等のリスク管理方針に関して、明確な内部規程及び管理体制が存在し、当該ヘッジについてこれに従った処理が期待されること。

②ヘッジ対象となる最低保証リスクを明確にし、当該最低保証リスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを、リスク管理方針に従った文書によって明確化していること。

③ヘッジ対象となる最低保証リスクに対して用いるヘッジ手段の有効性について事前に予測しておくこと。

④ヘッジ手段の有効性の評価は、文書化されたリスク管理方針及び管理方法と整合性が保たれていること。また、当該リスク管理方針には、少なくとも、管理の対象となる最低保証リスクの種類と内容、ヘッジの方針、ヘッジ手段の有効性の評価方法等のリスク管理に関する基本的な枠組みが文書によって明確化されていること。

⑤④の場合において、有効性の判定を個別ヘッジ（ヘッジ対象とヘッジ手段が単純に一对一の関係にあるもの）によって行うのか包括ヘッジ（ヘッジ対象が複数であり、相場変動又はキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段と個別に関連付けることが困難な場合に

、ヘッジ手段をヘッジ対象と包括的に対応させるもの）によって行うのかを事前に明示していること。

⑥同種のヘッジに対し有効性を評価する場合は、同じ評価方法を適用すること。

(2) ヘッジ開始時以降の要件（事後要件）

①保険会社等は、ヘッジについて、ヘッジ開始時以降も継続して高い有効性が保たれていることを、次の i 及び ii により確認すること。

i ヘッジ開始時から有効性を判定する時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率が概ね 80 % から 125 % の範囲内であること。

ii ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の要因となるリスク（金利、為替、信用等）のうち、特定のリスクのみをヘッジする場合において、変動額をリスク別に区分して把握できるときは、その変動額に基づいて有効性を判定すること。

②①にかかわらず、ヘッジ開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果において、ヘッジ手段が高い有効性を示している限り、i 及び ii に基づいて算出された変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジによるリスク減殺の取扱いを継続で

きる。

③有効性評価とリスク減殺処理のためにヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けを行い、保険契約が終了するまでの間、区分管理すること

。

④保険会社等が当初決めた有効性の評価方法を変更する場合は、ヘッジ取引の開始とみなし、ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けを見直し、新たにリスク減殺要件を満たすヘッジについてはその時点からリスクを減殺するものとし、リスク減殺の要件を満たさなくなったヘッジについては、(3) ①に定めるところによりヘッジによるリスク減殺を行わないこと。

⑤保険会社等は、少なくとも決算日及び 9月30日において、ヘッジ手段の有効性の評価を行うこと。

(3) ヘッジ中止の要件

保険会社等は、次の場合において、ヘッジによるリスク減殺の取扱いを中止すること。

①当該ヘッジが(2) ①又は②によるヘッジの有効性の評価基準を満たさなくなったとき。

②ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅したとき。

(4) リスク減殺の限度額

①ヘッジ手段の有効性が確認された場合において減殺できるリスクの限度額は、標準的方式又は代替的方式により計算された最低保

証リスク相当額にヘッジ割合を乗じて得た額とする。

②①のヘッジ割合は、最低保証リスクの対象となる保険契約に係る特別勘定に積み立てるべき保険料積立金の合計額のうち、ヘッジ対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定の残高の割合とする。例えば、最低保証リスクに対応する株式のみにヘッジを行っている場合は、特別勘定の残高に対する当該株式の割合がヘッジ割合となる。

③例えば、最低死亡保証と最低年金原資保証のように複数の最低保証を提供する保険契約に対するリスク減殺の限度額は、それぞれの最低保証について①に規定する額を計算し、それらを合算した額とする。

別表第十四

リ ス ク 対 象 金 額	リスク係数
規則第71条（規則第 160条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第73条第 3項（規則第 160条において準用する場合を含む。）において準用する規則第71条に基づいて積み立てないこととした支払備金。	1 %

備考

- ・ 損害保険会社にあつては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る額を除く。
- ・ 損害保険会社にあつては、別表第三に掲げる保険の種類ごとに出再割合が50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2%とする。
- ・ 生命保険会社にあつては、最低保証リスクを有している保険の種類ごとに出再割合が50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2 %とする。

別表第十四

リ ス ク 対 象 金 額	リスク係数
規則第71条（規則第 160条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第73条第 3項（規則第 160条において準用する場合を含む。）において準用する規則第71条に基づいて積み立てないこととした支払備金。	1 %

備考

- ・ 損害保険会社にあつては、家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る額を除く。
- ・ 損害保険会社にあつては、別表第三に掲げる保険の種類ごとに出再割合が50%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2%とする。